資料３

産後ケア事業委託業務(宿泊型)仕様書（ひな形）

１　委託業務名

２　目的

分娩施設退院後から一定の期間の母子に対して、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

３　事業の種類

宿泊型*（短期入所型/ショートステイ型）*

４　事業の対象

（１）対象者

*〇〇市町村（実施主体）*内に住所を有する*出産後１年以内（※）*の母子等であって、産後ケアを必要とする者

（※）出産後１年の間で、委託先の受け入れ体制により設定

（※）その他各自治体で設定について検討を行うもの

- 里帰り出産をしている母親
- 流産や死産を経験された方
- 医療的ケア児
- 多胎児家庭
- 妊娠・出産を経ない養親や里親
- 父親・パートナー、きょうだい児の同伴

（２）除外となる者

以下のア～ウのいずれかに該当する者は対象から除外する。

ア　母子のいずれかが感染性疾患※に罹患している者

イ　母親に入院加療の必要がある者

ウ　心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない）

※学校保健安全法施行規則（昭和 33 年省令第 18 号）に規定されている第一種・第二種・第三種感染症。産後ケア事業利用可能の判断は、同規則第 19 条の基準によるものとする。

5　利用期間

対象者が事業を利用できる期間は、原則として７日間以内とする。ただし、〇〇市町村長（実施主体）が必要と認めた場合には、延長可能とする。

6　業務内容

（１）全体的なこと

①　利用申し込みの受付

市町村の利用承認を受けた対象者からの利用申し込みを受け付け、日時調整や利用予約等を行うこと。また、児の月齢、来所時間、アレルギーの有無、緊急連絡先、必要な持ち物（健康保険証、母子健康手帳等、その他宿泊に必要なもの）、その他サービスの利用に当たり必要な事項について説明し、理解を得ること。

②　実施時間

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の〇〇時から翌日〇〇時までとする。

③　サービスに必要な物品の準備

サービスに必要な物品については、受託者で準備すること。ただし、やむを得ず受託者が用意した物品が使用できない場合は、利用者の持ち込みも可とする。

④　利用者の状態やニーズのアセスメント

利用者の利用開始時にアンケート等を用いて利用者の状態やニーズを把握し、必要な支援についてアセスメントのうえ、利用者に応じたサービスの提供に務めること。

⑤　母子健康手帳への記入

サービス提供後、利用者の母子健康手帳にある「産後ケアの記録」欄に、必要な記載を行うこと。

⑥　サービス提供後の報告書の作成

サービス提供後、別紙１「産後ケア事業実績報告書」、別紙２「産後ケア事業実施報告書」、別紙３「請求書」を作成し、当月分を*翌月〇〇日*までに*〇〇市町村（実施主体）*に提出すること。

⑦　苦情等への対応

受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があった場合は、誠意を持って迅速かつ適切に対応すること。

（２）母児に対する保健指導及び授乳指導

①　母親への保健指導、栄養指導

利用者の心身の状態やセルフケア能力等に応じて、以下のア、イに掲げるような指導等を行うこと。

ア　情報提供や助言

産後のマイナートラブルへの対応方法、栄養や水分摂取に関すること、睡眠に

関すること、子育てについての不安や困難への傾聴と対処方法、授乳や育児の手技に関すること 等

イ　身体的ケア

骨盤底筋体操の指導、日常生活動作における身体の使い方の指導、正しい姿勢の保持、腹圧をかけない日常生活動作の指導 等

②　授乳指導

児の発育、授乳回数や授乳量、排尿排便の回数や機嫌等の状況を踏まえて、必要な助言や指導、乳房ケア、搾乳の支援等を行うこと。

なお、乳房ケアを実施する場合は、原則助産師が実施することとし、助産師以外の看護職が乳房ケアを行う場合は、医師の指示のもと行うこと。

（３）母親に対する療養上の世話

①　基本的な事項

産褥期における心身の回復を促進するため、母親の体調の観察を行い、食事や休息、その他の日常生活への援助を提供すること。

援助に当たって一時的に児を預かる場合は、安全対策に留意すること。

②　食事の提供

提供する食事は、身体回復や帰宅後の生活の参考になるよう配慮するものとし、食事の回数は、少なくとも１泊２日の場合は３食、延泊の場合は１泊につき３食を提供すること。

（４）母親に対する心理的ケアやカウンセリング

上記（１）④に定める利用開始時のアンケート等とあわせて、食欲や疲労の有無、睡眠、周囲のサポート状況等を確認し、常に母親の精神状態の把握に務めること。継続的な支援や、精神科医療機関等との連携が必要と判断した場合には、下記８①に定める方法又は電話連絡等により、*〇〇市町村（実施主体）*との速やかな情報共有を行うこと。

また、同一時間帯に複数の利用者が利用する場合は、必要に応じて母親同士の交流によるピアサポートが提供されるよう配慮を行うこと。

（５）育児に関する指導や育児サポート等

児の抱き方やおむつ交換、沐浴、寝かしつけ等、母親のニーズを踏まえつつ、児の月齢や発達段階に応じた情報提供及び支援を行うこと。

必要に応じて、児の遊ばせ方や接し方等についても指導を行うこと。

なお、父親やパートナーの受け入れ可能な施設においては、父親等も一緒に育児手技への指導が受けられるよう配慮すること。

7　実施体制等に関すること

（1）人員配置

①　管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること。なお、管理者は、下記②の実施担当者との兼務を可能とする。

②　実施担当者

業務に従事する助産師を１名以上確保することとし、乳房ケアの提供は原則として助産師が１名以上勤務している時間内に実施すること。

また、サービスの提供中は、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に１名以上配置する。当該実施担当者が医療法上の業務との兼務する場合においては、それぞれの施設の人員要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療及び委託業務に支障がないよう注意する。

母児分離を行う場合は、児の状態を常に確認できる職員を配置すること。

受託者は、必要に応じて以下のア、イの者を置くこと。

ア　心理に関しての知識を有する者（保健師、看護師、心理職、その他研修等を受講し心理に関する知識を有する者等）

イ　育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）

（2）施設及び設備

①　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）で定める病院、診療所、助産所又は下記の(ア)～(エ)の設備等を有する施設であること。

（ア）居室

（イ）カウンセリングを行う部屋

（ウ）乳児の保育を行う部屋

（エ）適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備

②　施設の設置及び運営に当たっては、他の関係法令等を遵守するとともに、施設内の清潔を保持するものとし、衛生管理に務めること。

④　構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものであること。

⑤　上記６の業務内容が実施できる設備（寝具、入浴設備等）があること。

（3）関係機関との連携体制

①　高知県が開催する高知県産後ケア事業推進連絡会等と連携するとともに、高知県等が開催する研修会等へ参加すること。

②　保健医療面での相談のできる医師及び協力医療機関をあらかじめ選定しておくこと。

8　加算について

①　支援の必要性の高い産婦の受け入れ

産後うつのリスクが高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下のア～オのすべての取組を行う場合に別途加算の対象とする。なお、取組にあたっては、別で定める支援の必要性の高い産婦の抽出基準やケアプランの様式を参考とすること。

ア　当該産婦に対するアセスメントの実施

イ　前項によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成

ウ　ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り

エ　当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における*〇〇市町村（実施主体）*との情報共有や、市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携

オ　上記ア～エの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

②　兄姉や生後４か月以降の児の受け入れ

兄姉及び生後４か月以降の児を受け入れた場合は、別途加算の対象とする。

③　多胎児の受け入れ

多胎児を受け入れた場合は、別途加算の対象とする。

④　夜間における２名以上の職員配置

夜間（午後６時から翌朝の８時まで）に助産師、保健師又は看護師を２名以上配置している場合、別途加算の対象とする。

⑤　その他オプション項目

9　利用料等の徴収について

①　利用料

受託者は、利用者の属する世帯の所得区分に応じて、*別表〇*に定める利用料を、サービス提供終了時に利用者から徴収するものとする。なお、*別表〇*に定める利用料は、食事代を含んだ額とする。

また、受託者において、上記６に定めるサービス以外のサービス等を提供する場合は、事前に利用者へ説明し、同意を得たうえで実施することとし、その費用を徴収した場合は、領収書を発行すること。

②　キャンセル料

利用者から、利用日の前々日の午後５時までに、利用日の変更又は利用中止の連絡がない場合に限り、サービスの提供の有無に関わらず、キャンセル料として、*別表〇*の利用者負担額を利用者に請求することができる。

③　費用の徴収

利用料及びキャンセル料の徴収は、受託者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等の負担は、受託者の負担とする。

10　事業実施に関するその他の事項

①　遵守事項

ア 本仕様書の他、関係する各種法令（医療法、消防法、食品衛生法等）及び産後ケア事業ガイドライン※を遵守すること。

※令和７年３月 28 日付けこ成母第 402 号家庭庁成育局母子保健課長「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の改定について

イ 高知県産後ケア事業推進連絡会が定める「高知県産後ケア事業安全対策マニュアル」を確認し、必要な安全対策を講じるとともに、災害や事故等の発生時にはマニュアルに基づく対応を行うこと。

②　*〇〇市町村（実施主体）*との連携体制

業務の実施に当たっては、*〇〇市町村（実施主体）*と連携、協力すること。

また、事業の実施においてトラブルが発生した場合は、*〇〇市町村（実施主体）*へ速やかに連絡し、対応について指示を求めること。

③　記録、帳簿等の保管

受託者は、関係書類及び以下に掲げる諸帳簿等について常時記録を保管し、必要に応じて*〇〇市町村（実施主体）*に報告するものとする。

なお、利用者名簿、サービスに関する記録等は、委託の期間が終了した日の翌日から起算して５年間保存しなければならない。

ア 委託契約書及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 利用者関係書類

オ その他必要書類

④　賠償責任保険への加入

業務実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じて賠償責任保険に加入すること。

⑤　その他本仕様書に定めのない事項については、*〇〇市町村（実施主体）*と受託者で協議のうえ、決定する。

（別表〇）利用料

	住民税課税世帯	*住民税非課税世帯*	*生活保護*

（別紙１）

【市町村】産後ケア事業（宿泊型）実績報告書　（　　年　　月分）

事業所名

代表者（職・氏名）

１回あたりの利用単位の考え方や延泊の場合の委託料の設定状況により変わる

オプション事業と加算をどのように設定するかによって変わる

承認Ｎｏ．	利用期間（宿泊数）	利用者氏名	児の生年月日	世帯の区分	１泊目単価（ａ）	２泊目以降 １泊当たり単価×日（ｂ）			支援の必要性の高い利用者受け入れ加算（ｃ）	兄姉や生後４か月以降の児受け入れ加算（ｄ）	多胎児の受け入れ（ｅ）	夜間職員配置２名以上加算（ｆ）	自己負担額（ｇ）	請求金額 ｛(a)～(ｆ)計｝－(f)
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
	／　～　／　（　泊）			課税・非課税・生活保護		円×　日	＝							
					(A)	(B)			(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
				合計	円	円			円	円	円	円	円	円

積算欄

件数合計	
1泊目単価合計（A）	円
２泊目以降単価合計（B）	円
支援の必要の高い利用者受け入れ加算合計（C）	円
兄姉・4か月児以上預かり加算合計（D）	円
多胎児の受け入れ加算合計（E）	円
夜間職員配置2名以上加算合計（F）	円
自己負担額合計（G）	円

請求金額合計

円

確認者

（別紙２）

【市町村】産後ケア事業　実施報告書　（　　年　　月分）

【市町村】産後ケア事業を実施しましたので、以下のとおり報告します。

事業者名 代表者名	

利用者(母)氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　児の生年月日　R　　年　　月　　日生

承認番号：			産婦のケア				乳児のケア			母子のケア				特記事項
□課税 □非課税 □生活保護	□ 単体 □ 多胎	種別 訪問型 通所型 宿泊型	産婦の母体管理及び生活面の指導	乳房手当・乳房手当に関する相談	身体面のケア	心理面のケア	発達・発育に関すること	体重・排泄の観察	スキンケアに関する相談	授乳の相談	沐浴の練習・実施	育児に関する相談	その他	実施したケア欄に〇印でチェックを入れてください。その他、特記事項がありましたら記入してください。
回数	月/日													
1	/	訪・通・宿												
2	/	訪・通・宿												
3	/	訪・通・宿												
4	/	訪・通・宿												
5	/	訪・通・宿												
6	/	訪・通・宿												
7	/	訪・通・宿												

＊利用時の母子の様子など

今後のフォローについて

□　不要

□　必要

→ □育児不安(　　)

□母の精神不安(　　)

□児の発育発達面(　　)

□その他(　　)

⇒至急引継（　月　日）（電話・文書）にて連絡

→ 方法

□産後ケア実施施設にて

□母子保健に引き継ぎ(　　)

□その他(　　)

（別紙３）

請求書（ひな形）

令和　　年　　月　　日

●●●長　　様

（●●市町村●●課）

所 在 地

事業者名

代表者名

産後ケア事業業務について、令和　年　月分に係る委託料を下記のとおり請求します。

記

請　求　額	円

〈内訳〉

品名	単価	数量	小計
産後ケア事業（宿泊型）　課税世帯			
産後ケア事業（宿泊型）　非課税世帯			
産後ケア事業（宿泊型）　生活保護世帯			
２泊目以降の１泊当たり			
支援の必要性の高い産婦の受け入れ加算			
兄姉や生後４か月以降の児受け入れ加算			
多胎児の受け入れ加算			
夜間職員配置２名以上加算			

〈振込先口座〉

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合		本・支店 支所 出張所
種　別	普通　・　当座	口座番号	
口座名義（フリガナ）			
（漢字）			